

(仮称) 岡崎市西部学校給食センター整備事業

特定事業の選定

令和3年10月21日

岡崎市

(仮称) 岡崎市西部学校給食センター整備事業に関する特定事業の選定

岡崎市（以下、「市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下、「PFI 法」という。）第 7 条の規定により、「(仮称) 岡崎市西部学校給食センター整備事業」（以下、「本事業」という。）を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

令和 3 年 10 月 21 日

岡崎市長      中 根 康 浩

## 第1 事業内容に関する事項

### 1 事業名称

(仮称) 岡崎市西部学校給食センター整備事業

### 2 公共施設等の管理者

岡崎市長 中 根 康 浩

### 3 事業目的

現西部学校給食センターは老朽化が進行していることから、市は新たな給食センターの建設を予定している。整備に当たっては、衛生管理基準のさらなる向上や献立の充実、食物アレルギー対応食の提供等、学校給食の質の向上と給食提供環境の抜本的な改善を図ることとする。

本事業は、PFI 法に基づくものとし、施設整備に係る調査、設計、施工及び維持管理を一体的に実施し、民間事業者の持つ技術力やノウハウを活用することで、財政資金の効率的かつ効果的活用を図り、岡崎市の児童生徒へより良質な給食を提供することを目的とする。

### 4 事業内容

本事業の内容は、次の通りとする。

#### (1) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理を行う方式 (BTM: Build-Transfer-Maintenance) により実施する。なお、運營業務は、公益財団法人岡崎市学校給食協会 (以下、「給食協会」という) へ別途委託とする。

#### (2) 事業実施スケジュール (想定)

事業実施スケジュールは次のとおり。

| 時 期              | 内 容       |
|------------------|-----------|
| 令和4年4月下旬         | 基本協定の締結   |
| 令和4年6月下旬         | 仮契約の締結    |
| 令和4年9月下旬         | 事業契約締結    |
| 事業契約締結日～令和6年6月末日 | 本施設の設計・建設 |

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| 令和 6 年 7 月～令和 6 年 8 月下旬    | 開業準備期間  |
| 令和 6 年 8 月下旬               | 供用開始日   |
| 令和 6 年 8 月下旬～令和 21 年 7 月末日 | 維持管理・運営 |

### (3) 事業者の業務範囲

#### ア 施設整備業務

- (ア) 事前調査業務及びその関連業務
- (イ) 設計業務及びその関連業務
- (ウ) 建設工事及びその関連業務
- (エ) 工事監理業務
- (オ) 運営備品等調達業務
- (カ) 近隣対応・対策業務

#### イ 開業準備業務

#### ウ 維持管理業務

- (ア) 建物維持管理業務
- (イ) 建築設備維持管理業務
- (ウ) 調理設備維持管理業務
- (エ) 外構等維持管理業務
- (オ) 清掃業務
- (カ) 警備業務
- (キ) 長期修繕計画策定業務

### (4) 市が行う業務

運営業務は市の業務範囲とする。なお、運営業務のうち「市が直営で実施する業務」と「市が別途委託する業務」の区分は次のとおりである。

#### ア 市が直営で実施する業務

- (ア) 献立作成・栄養管理業務
- (イ) 衛生管理業務
- (ウ) 食育業務
- (エ) 食数調整業務
- (オ) 広報業務
- (カ) 給食費の徴収管理業務
- (キ) 配送校の調整業務

(ク) 食物アレルギー対応業務

(ケ) 廃棄物処理業務

イ 市が別途委託する業務

以下の業務のうち、給食協会は「(オ) 配送及び回収業務」及び「(コ) 配送車両調達・維持管理業務」以外を実施する予定である。

(ア) 検収業務

(イ) 食材調達業務

(ウ) 給食調理業務

(エ) 洗浄等業務

(オ) 配送及び回収業務

(カ) 学校配膳室業務

(キ) 残食計量業務

(ク) 清掃業務

(ケ) 運営備品等更新業務

(コ) 配送車両調達・維持管理業務

(サ) 献立作成支援業務

(シ) 食育支援業務

(ス) 広報支援業務

(セ) 衛生管理業務

(ソ) 廃棄物処理業務

(5) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、上記(3)に示す各業務を行うことに対して、市は事業者 서비스에 対価を支払う。

## 5 施設の概要

(1) 敷地条件

| 項目    | 内容                        |
|-------|---------------------------|
| 建設予定地 | 岡崎市筒針町字池田 87-1 他 16 筆     |
| 敷地面積  | 9,687 m <sup>2</sup> (予定) |
| 区域区分  | 市街化調整区域                   |
| 建蔽率   | 60%                       |
| 容積率   | 200%                      |

|        |     |
|--------|-----|
| 土地の所有者 | 岡崎市 |
|--------|-----|

(2) 規模及び機能

| 項目   | 内容          |
|------|-------------|
| 構 造  | 事業者提案による    |
| 延床面積 | 事業者提案による    |
| 献立数  | 3 献立        |
| 供給能力 | 約 8,000 食／日 |

## 第2 市が直接事業を実施する場合とPFI事業で実施する場合の評価

### 1 評価方法

本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じて市の財政負担額の縮減を期待できること及び公共サービス水準の向上を期待できることなどを視点に、以下の評価を行った。

- ・市の財政負担額による定量的評価
- ・PFI事業として実施することの定性的評価
- ・上記による総合的評価

なお、市の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

### 2 市の財政負担額による定量的評価

#### (1) 市の財政負担額の算出条件

市が、本事業を自ら実施する場合及びPFI事業として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な算出条件は次の表のとおりである。

なお、これらの算出条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

#### ア 事業費などの算出条件

| 項目              | 市が自ら実施                                 | PFI事業による実施                             | 算出条件                                                                                                           |
|-----------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| a 設計、建設等業務に係る費用 | ・調査業務費<br>・設計業務費<br>・建設業務費<br>・工事監理業務費 | ・調査業務費<br>・設計業務費<br>・建設業務費<br>・工事監理業務費 | ○市が自ら実施する場合<br>・設計、建設等に係る費用については、モデルプラン及び類似学校給食センターの実績に基づき設定。<br>・維持管理業務に係る費用については、既存学校給食センターの実績又は類似事例を踏まえて設定。 |
| b 維持管理業務に係る費用   | ・開業準備業務費<br>・建物・維持管理業務費                | ・開業準備業務費<br>・建物・維持管理業務費                | ○PFI事業により実施する場合<br>・民間事業者による創意工夫の発揮によりコスト縮減が実現するものとして設定。                                                       |

| 項目       | 市が自ら実施                | PFI 事業による実施                                                    | 算出条件                                                                    |
|----------|-----------------------|----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| c その他の費用 | —                     | ・アドバイザー費                                                       | ○PFI 事業により実施する場合<br>・PFI 事業実施に係るアドバイザー費、モニタリング費等を計上                     |
| d 資金調達方法 | ・交付金<br>・地方債<br>・一般財源 | 【市】<br>・交付金<br>・地方債<br>【民間事業者】<br>・市からの一括払分<br>・銀行借入<br>(金利含む) | ○PFI 事業により実施する場合<br>【銀行借入条件】<br>・返済期間：15 年（据置なし）<br>・利率：金融機関からの借入を想定し設定 |

#### イ VFM の算出条件

| 項目       | 値      | 算出条件                                                          |
|----------|--------|---------------------------------------------------------------|
| a 割引率    | 0.814% | 直近の長期国債表面利率及びインフレ率を踏まえて設定                                     |
| b リスク調整値 | —      | リスクの実績データが蓄積されておらず、定量化が困難であることから、PFI 事業者に移転されるリスク調整額は考慮していない。 |

※VFM：Value for Money の略。支払（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給する考え方のこと。ここでは、市が自ら実施する場合と PFI 事業による実施の場合の財政負担額の削減割合を意味している。

#### (2) 財政負担額の比較

前述の算出条件に基づいて、市が自ら実施する場合及び PFI 事業で実施する場合の財政負担額を現在価値換算の上で比較すると、PFI 事業で実施する場合は 4.52% の財政負担額縮減が見込まれる結果となった。

### 3 PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業を PFI 事業により実施する場合、市の財政負担額縮減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

#### (1) サービスの質の向上・維持

本事業においては、事業者が有する設計、建設、維持管理の専門的な知識やノウハウを活用することにより、本施設の機能の向上や給食提供の確実性、安全性、効率性が図られ、良質かつ効率的な学校給食サービスが期待できる。



(2) 設計・建設・維持管理業務の一括発注による事業の効率化

設計、建設、維持管理まで一括して事業者委ねることにより、維持管理業務を担う者の効率性等の視点を踏まえた施設整備が可能になるなど、事業の合理化や効率化が期待できる。

(3) リスク分担の明確化による事業の安定運営

最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクの低減が図られるとともに、リスク顕在時における適切かつ迅速な対応・過度な費用負担の抑制が可能となり、安定した事業実施が期待できる。

(4) 財政支出の平準化

事業費の一部に民間資金を活用することで、市は事業期間終了までの間に当該事業費を分割して支出することが可能となり、財政負担の平準化が図られる。

#### 4 総合的評価

本事業は、PFI 事業として実施することにより、市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額について、4.52%の縮減を期待することができる。

また、効果的・効率的な事業実施による公共サービス水準の向上、将来の財政負担額の可視化や民間のリスク対応能力活用によるリスクの低減等、定性的効果にも期待できる。

上記を踏まえて、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められるため、PFI 法第 7 条の規定により特定事業として選定する。